

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底に取組み、経営のチェック機能の充実により経営の透明性を高め、ステークホルダーの期待に応えていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の実施状況は次のとおりとなっております。

当社は、効率的かつ健全な企業活動を重要課題と認識し、諸施策に取り組んでおり、選任している取締役9名の内、2名を社外取締役として業務執行の監督機能を充実させております。また、当社は、経営の監督機能として監査役制度を採用しており、監査役3名の内2名を社外監査役として経営の監督機能の充実に努めております。さらに、社内に内部統制推進部門を設置して、内部統制システムの構築と運用を行うとともに、監査部を設置して、内部監査機能の充実を図っております。監査役は、監査部と連携をとり、社内の業務執行の妥当性、効率性、健全性を幅広く検証し、社長に対して細かな経営に対する助言、提言を行うこととしております。

なお、取締役1名並びに監査役1名は、当社の親会社である川崎重工業株式会社の従業員であり、グループ経営における認識の統一を図り、業務の適正性を確保しております。

また、毎月1回の取締役会に加えて役員会及び経営会議を開催し、経営の意思決定を迅速かつ確に行えるよう努めております。

リスク管理面では、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクの把握とその対応を行うため、リスク管理に関する社則を制定し、リスクマネジメントの充実を図っております。具体的には、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して、リスク管理を充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングしております。

企業倫理や法令遵守の徹底については、「川崎重工グループ行動規範」に従い、社内での意識向上に取り組んでおります。具体的には、社長を委員長とし、常勤取締役を委員とする企業倫理委員会を定期的に開催しております。

CSR活動については、企業倫理委員会の下部組織として社長を委員長とするCSR委員会を設置して、企業倫理委員会で決定した基本方針または指示の実施要領を作成し、定期的に活動全般の運用状況の確認、教育・啓発活動を行っております。また、内部通報・相談窓口を設置して、外部の弁護士及び常勤監査役を窓口とする内部通報・相談制度を定めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川崎重工業株式会社	6,985,300	83.28
川重冷熱取引先持株会	625,300	7.46
宗教法人萬福寺	50,700	0.60
川重冷熱従業員持株会	41,350	0.49
株式会社トヨーコーポレーション	40,000	0.48
株式会社是永鉄工所	29,600	0.35
日本汽力株式会社	29,500	0.35
株式会社シガMEC	28,550	0.34
KEE環境工事株式会社	24,200	0.29
丸茶株式会社	22,000	0.26

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

川崎重工業株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 7012

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、親会社の川崎重工業株式会社であります。当社は、親会社及び親会社の企業グループにおいて、明確な事業領域の棲み分けがなされていることから、親会社等から当社の自由な事業活動を阻害される状況にはなく、またその取引についても市場価格等を参考にしながら合理的に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、川崎重工業株式会社が、総株主の議決権の83.72%(間接保有0.29%含む)を保有する、同社の子会社であります。

川崎重工グループは、カワサキグループ・ミッションステートメントにおいて、「世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する”Global Kawasaki”」をグループミッションとして掲げ、最先端の技術で新たな価値を創造し、顧客や社会の可能性を切り開く企業グループを目指すとしており、そのためにグループ各社の自主性を尊重し、グループ各社の役割を明確にしたうえで、一体的なグループ経営を行っております。

川崎重工グループは、エネルギー事業を注力事業の一つと位置付けており、その中で当社は、独自で空調機器及びボイラ機器の開発・製造・販売・メンテナンスを一貫して行っていますが、取扱製品の一部は発電設備等で必要不可欠なものであり、当社独自の開発技術を通じて、同社グループの注力事業の一つであるエネルギー事業の一端を担っています。また、同社グループが取り組んでいる水素エネルギーサプライチェーンの構築に対し、水素燃焼機器の共同開発を行うなど、当該分野でのシナジー効果をもたらしています。

当社は、親会社から非常勤の取締役1名と監査役1名を受け入れる一方、少数株主の保護の観点から、親会社を含む株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外取締役及び社外監査役を選任することで、経営の監督及び監査機能を強化するとともに、上場子会社としての独立性を確保しています。

今後も、川崎重工グループの一員として、同社グループの経営方針を尊重しつつ、自主性・機動性を発揮した経営判断により、自律的な企業運営を行い、株主全体の利益の最大化と企業価値の持続的向上に努めてまいります。

なお、当社と親会社の川崎重工業株式会社は、2021年5月11日開催の両社の取締役会において、川崎重工業株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で両社間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

本株式交換契約については、2021年6月25日開催の当社第50期定時株主総会に本株式交換契約の承認に関する議案を上程し、承認可決されております。

本株式交換契約の効力発生日は、2021年8月1日を予定しております。また、本株式交換の効力発生日である2021年8月1日をもって、当社は川崎重工業株式会社の完全子会社となり、これに先立ち、2021年7月29日付で当社株式は上場廃止(最終売買日は2021年7月28日)となる予定であります。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂部 彰一	他の会社の出身者		△	△		△		△				
秋岡 稔	他の会社の出身者		△			△		△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

坂部 彰一	○	社外取締役の坂部彰一氏は、2007年3月まで当社親会社の川崎重工業株式会社に在籍し、2005年4月から2007年3月までの間、当社兄弟会社の川崎エンジニアリング株式会社に出自しておりました。、なお、川崎重工業株式会社は、当社の親会社であり、取引先であり、主要株主です。 また、2007年4月から2018年6月まで在籍していた川崎設備工業株式会社は、2008年4月より、株式会社関電工に親会社が異動しております。	社外取締役の坂部彰一氏は、川崎設備工業株式会社に社長・会長を歴任し、豊富な経営経験と空調設備業界についての見識を有しております。 当社社外取締役就任以降、取締役会における積極的な発言等からも引き続き業務執行の監督や企業価値向上に十分な役割を果たしていただけると判断しております。 同氏は、川崎重工業株式会社、川崎エンジニアリング株式会社の業務執行者でなくなっているから相当年数が経過しています。川崎設備工業株式会社は、株式会社関電工が親会社に異動してから13年が経過していることと、当社との取引額は当社売上高の1%にも満たない、また、その親会社の株式会社関電工との取引もないことから、当社事業等の意思決定に影響を与えることはないかと判断しております。 以上の理由により、同氏は、独立性基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定するものです。
秋岡 稔		社外取締役の秋岡稔氏は、2015年3月まで当社親会社の川崎重工業株式会社に在籍しておりました。 なお、川崎重工業株式会社は、当社の親会社であり、取引先であり、主要株主です。	社外取締役の秋岡稔氏は、川崎重工業株式会社に於いて、管理部門を長く経験し、その間、経理部長・財務本部長を務められ経理・財務に関する深い見識を有しております。 当社社外取締役就任以降、取締役会における積極的な発言等からも引き続き当社の経営を監督及びコーポレート・ガバナンスの強化に十分な役割を果たしていただけると判断しております。 なお、独立性基準に抵触するため、独立役員には指定しておりません。

【監査役關係】

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

[illegible]

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠井 信雄		社外監査役の笠井信雄氏は、当社親会社の川崎重工業株式会社に2018年6月まで在籍しておりました。 なお、川崎重工業株式会社は、当社の親会社であり、主要な取引先であり、主要株主です。	社外監査役の笠井信雄氏は、川崎重工業株式会社での機械ビジネスセンター 副センター長、また、設計部門長としての経験を有しておられます。当社経営に対する監査を確実なものにするため選任しております。 なお、独立性基準に抵触するため、独立役員には指定していません。
東風 龍明	○	----	社外監査役の東風龍明氏は、弁護士としての高い見識とさまざまな経験を活かし、公正かつ独立した立場からの意見を取り入れることにより、監査機能を充実させることを目的とし、社外監査役として選任しております。 同氏は、独立性基準に抵触せず、かつ、一般株主との利益相反が生じる恐れが無いと判断し、引き続き独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入等のインセンティブに関する施策は実施しておりませんが、企業業績と企業価値の持続的な向上及び優秀な人材の確保を目的として、各役員の職責に見合った報酬体系としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年度(2020年4月1日～2021年3月31日)において、株主総会決議に基づく限度額の範囲内で当社が支払った報酬の総額は次のとおりです。

取締役の年間報酬額(8名) 56,995千円

うち社外取締役の年間報酬額(2名) 3,960千円

(注) 1. 退職慰労金は廃止しております。また、賞与及びストックオプションの支給はありません。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでいません。

3. 取締役1名は無報酬のため、除いています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、企業理念実現のため企業業績と企業価値の持続的な向上、及び経営の高度化、複雑化に対応できる優秀な人材の確保を目的として、各役員の担うべき機能、役割に応じて体系化しております。

各取締役報酬は、社長が取締役会の委任を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。その報酬限度額は、2004年6月29日開催の第33期定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。

なお、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当するものは採用しておりません。

監査役の報酬限度額は、その職務の独立性という立場を考慮し、監査役会において、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、決定しております。その報酬限度額は1993年6月29日開催の第22期定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(社外取締役)

企画室が重要な議案等に対する事前説明を行なうなど、必要な情報提供を適宜行うとともに各種サポートを行っています。

(社外監査役)

監査役会、業務監査の場を通じて、常勤監査役が社外監査役に対して各種情報提供を行っています。

また、監査役が必要とする場合には企画室、監査部が監査役の職務を補助する体制をとっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

社長の諮問機関として、役員会、経営会議を設け、月1回開催し、意思決定の効率化を図っております。監査役は、重要な会議には監査役の意思で出席できるものとし、役員会、経営会議にも出席しております。また、内部監査部門を設置し、当該部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行っています。

会計監査人による監査については、「有限責任 あずさ監査法人」の公認会計士 青木靖英氏、勢志恭一氏により会社法、金融商品取引法、その他関係法令に基づく監査が実施されております。

以上のことから現状ではこの体制を採用するのが適当であると判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、2名の社外取締役及び2名の社外監査役を選任するとともに、財務報告の信頼性を確保するため財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任した上で、常勤監査役と社外監査役との情報共有を行い、経営監視機能の充実を図っています。

また、企業価値を向上させるとの見地に立って、重要な経営方針、経営戦略、経営課題等の審議を行なうため、毎月1回の取締役会に加えて役員会及び経営全般における社長の諮問機関として経営会議を設置しており、現状ではこの体制を採用するのが適当であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様には十分な議案検討時間を確保いただけるように、法定期限よりも早く招集通知を送付するとともに、発送日前に当社ウェブサイトなどに開示しております。
その他	株主総会の開催日が、極力親会社と同日にならないように設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料の他、フィナンシャルハイライトとして売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、一株当りの当期純利益の推移をグラフで表示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員、従業員が行動するに際して、持つべき倫理観や果たすべき責任について、判断のよりどころとなる倫理基準を「川崎重工グループ行動規範」と定め、実践しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	前掲の「川崎重工グループ行動規範」における重要な項目の一つとして、「地球環境への貢献」を掲げ実践しています。 当社滋賀工場ではISO14001を取得し、環境を重視した企業活動に努め、清掃活動や緑化活動をはじめとした各種活動を行っています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて、必要な整備を実施する。

また、内部統制システムの運用状況については、期末に評価を行い、適切に運用されていることを確認する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、行動するに際しての判断のよりどころとなるべき倫理基準を「川崎重工グループ行動規範」として周知することにより、法令及び定款を始めとする当社社則等を遵守することを徹底する。

そして、社長を委員長とする「企業倫理委員会」、「CSR委員会」を設置して全社にわたるコンプライアンス体制を構築し、法令及び定款の遵守に関する教育・啓発活動を継続的に実施する。

一方、使用人が法令及び定款違反或いは、社会通念に反する行為を知ったときは、弁護士等を通して通報できる「内部通報・相談制度」を適切に整備し、コンプライアンス体制の充実に努める。

また、社長直轄の内部監査部門を設置している。内部監査部門は、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対してその報告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の保存・管理を確実に行うとともに、その他重要な職務執行に係る情報については、社則に基づき適切な方法により、定められた期間、保存・管理する。

また、取締役、その他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

秘密情報及び個人情報についても、社則に基づき適切な方法により保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置して、リスク管理を充実させるための各種施策を審議し、リスクへの対応状況及びリスク管理の運用状況をモニタリングする。

また、経営戦略上の重要事項については、「決裁規則」により決裁ルールを明確にし、さらに必要により、販売、輸出、品質、会計等各分野における詳細なルールを制定し、リスクの管理を行う。

リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を適切に整備する。

重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理者である社長に報告する。

大規模地震等の災害や感染症のパンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定するのうえ、当社の事業への影響を最低限に抑えけるとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制として、「取締役会」を月1回定時に開催し、「取締役会規則」に則り、業務執行の決定等を行う。「取締役会」の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織、職務、権限等の規則を整備する。加えて、「役員会」、「経営会議」を置き、重要な経営事項について、経営層による適切な情報伝達と審議を行う。

また、長期的ビジョンや中期経営計画及び短期経営計画に基づき各部門の目標を設定し、それにそって職務執行を効率的に行う。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、川崎重工グループの一員として、「世界の人の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“GlobaKawasaki”」という親会社グループの「グループミッション（果たすべき使命・役割）」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規定、ルールの整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制を整備・維持する。

具体的には、親会社と経営情報・技術・人材交流を行うなどにより、グループの一員としてグループ経営に資するとともに、当社事業目的に相応しい独自の意思決定による企業運営を行い、法令遵守、経営の透明性を確保する。

また、親会社の常勤の監査等委員と当社の常勤監査役が意見交換を行うなど、グループとしての統制確立に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役会の事前の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「監査役会」で決議された監査計画及び監査業務の分担に従い、「取締役会」のほか「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席する。合わせて、監査役は必要に応じて関係資料を閲覧する。

取締役及び使用人は、これらの会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、当社の経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を監査役会に対して報告する。

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、直ちにその内容を監査役会に報告する。

社則に基づき、使用人は、社内稟議の回覧を通じて、監査役会に対して業務執行に関する報告を行う。

内部監査部門及び会計監査人は、適時に、監査役会に対して、当社の監査状況についての報告及び情報交換を行う。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社則において、前項8.の報告を行った者に対する不公正・不利益な取扱いの禁止を規定する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催するとともに、監査役は「取締役会」、「役員会」、「経営会議」、その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。

取締役は、監査役が内部監査部門との連携を通じて、より実効的かつ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。

当社は、監査役の選任議案や監査役報酬について、法令・定款に従って必要な監査役会の同意又は決定を得る。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のために、当社の内部統制統括責任者である社長の指揮の下、財務に係る内部統制システムの構築と運用を行う部門として、企画室内に内部統制推進部門を設置し、さらに社長直轄の内部監査部門が、財務に係る内部統制システムの有効性の評価を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、「川崎重工グループ行動規範」において規程されている反社会的勢力との一切の関係を遮断することを取締役及び使用人に対し周知徹底する。また、社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応総括部署を本社に設置し、警察等の外部専門機関との緊密な連携を図るとともに、関係部門と連携のうえ、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織的に対処する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、証券取引所の定める適時開示規則等を遵守し、適時適切な会社情報を投資者に正確かつ公平に提供することを目的として、適時開示を必要とする事項、かつその取扱に準じる「内部者取引管理規則」（以下「社内規則」という）を設け、当該社内規則に則して以下の適時開示に係る社内体制を構築し、会社情報の開示を行っております。

1. 社内規則に従業員に対して周知徹底する。
2. 社内規則において定められた事象が発生した場合、当該事象について業務上所掌する部門の責任者（以下「主管部門長」）は、情報取扱責任者である企画室長へ当該事象に係わる情報を速やかに報告する。
3. 企画室長及び社内規則における主管部門長は、当該情報が証券取引所規定の適時開示規則等に定められた開示情報か否かを判断する。
4. 当該情報が開示すべき情報であると判断された場合は、企画室長は、当該事象の具体的内容と開示を行う旨を代表者である社長へ報告し、開示についての承認を受ける。
5. 社長は、開示内容につき遅滞なく取締役及び監査役へ報告する。
6. 企画室長は、速やかに投資者への開示を行う。
7. 当社判断により開示が必要であると認めた会社情報が生じた時は、直ちに適切な手続きを踏まえ開示を行う等、積極的な情報開示に努める。
8. 内部監査部門は、当該社内体制の適切性並びに有効性を検証し、取締役へ報告を行う。